

給与関係閣僚会議の開催について

平成5年9月21日
閣議口頭了解
平成13年1月6日
一部改正
平成16年4月2日
一部改正
平成18年4月28日
一部改正
平成24年12月7日
一部改正
平成26年8月1日
一部改正

閣僚会議及び閣僚懇談会等については、「閣僚会議及び閣僚懇談会等の廃止について」（平成5年8月13日閣議決定）によりすべて廃止したところであるが、今回、次の閣僚会議が必要と認められるので、下記のとおり今後開催するものとする。

記

給与関係閣僚会議

1. 人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与の取扱いについて協議することを目的として、給与関係閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、国家公務員制度担当大臣及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、内閣官房において処理する。